

# 衆議院選挙制度の問題点 (政党間の不平等の観点から)

田中久雄

(変えよう！選挙制度の会)

# 1 政党要件を満たしている政党の優位性

- ➡ ○ 政党要件を満たしている政党と、満たしていない政党の扱いにあまりに大きな差別がある。
- ➡ ○ 政党要件とは（公職選挙法、政治資金規正法、政党助成金法）
  - ① 所属国会議員が5人以上
  - ② または、次のいずれかの選挙における全国を通じた得票率が2%以上得票のもの（ただし、政党助成法では国会議員1人が必要）
    - ・前回の衆議院議員選挙（小選挙区選挙又は比例代表選挙）
    - ・前回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙又は選挙区選挙）
    - ・前々回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙又は選挙区選挙）

## 2 政党間格差の事例 (比例代表への立候補条件)

- ➡ ① 衆議院の比例代表選挙に参加できる政党は、政党要件を満たした政党か、または、当該比例区の議員定数の10分の2以上の候補者が必要
- ➡ ② 上記の要件を満たした場合に、はじめて「名簿届出政党等」として登録され、立候補が認められ、選挙運動が可能となる。
- ➡ ③ ちなみに、比例代表制のみで選挙を行っている諸外国の多くは、無所属の個人でも立候補を認めており、スウェーデンのように個人の立候補を認めない国でも、2人の候補者がいれば政党として登録できる。

# 3 政党間格差の事例 (選挙運動が可能な主体)

- ➡ ① 衆議院議員選挙において、選挙運動ができる者ないし団体は次のものに限定
  - (小選挙区選挙) 候補者個人および候補者届出政党
  - (比例代表選挙) 名簿届出政党等
  - (名簿登載者個人は選挙運動ができない)
- ➡ ② 「候補者届出政党」とは、政党要件を満たした政党
- ➡ ③ 「名簿届出政党等」とは、次の一つに該当するもの
  - (i) 政党要件を満たした政党
  - (ii) 候補者となる衆議院名簿登載者の数が当該選挙区の議員定数の10分の2以上の政党等

## 4 政党間格差の事例 (重複立候補制)

- ➡ ① 原則、2つの異なる選挙で同時に重複立候補することは禁止
- ➡ ② しかし、政党要件を満たした政党は、衆議院選挙の比例代表に小選挙区と重複して立候補可能
- ➡ ③ また、比例代表の名簿に複数の重複候補者を同一順位にすることが可能で、この場合、小選挙区の当選者の得票数に対する落選候補者の得票数の割合（惜敗率）の高い順で当選者を決定
- ➡ ④ この制度は、小選挙区の落選者が比例代表で復活当選することから、ゾンビ当選者と揶揄されるだけでなく、女性候補や若手有望候補の比例代表での当選の機会を奪うもの

## 5 政党間格差の事例 (政治献金規制)

- ➡ ① 個人・団体からの政治献金を受領できる範囲も、政党要件を満たす政党とそうでない政治団体とは差別が存在
- ➡ ② 寄附者が個人の場合は、政党要件を満たす政党には年間2000万円以内、しかも同一政党にそのすべてを献金できるが、そうでない政治団体には年間1000万円以内、しかも同一団体には150万円以内
- ➡ ③ 寄附者が団体の場合は、政党要件を満たす政党には資本金や組合員数に応じて年間750万円～1億円以内、しかも同一政党にそのすべてを献金できるが、そうでない政治団体へは団体献金は禁止

## 6 政党間格差の事例 (政党助成金)

- ➡ ① 政党助成金については、より一層政党要件を満たしている政党とそうでない団体との差別が顕著
- ➡ ② 公職選挙法や政治資金規正法の政党要件より厳しく、必ず国会議員を有することが必要で、①所属国会議員5人以上か、②所属国会議員1人以上、かつ、直近の総選挙あるいは通常選挙において2%以上の得票率を満たしている政党に対してのみ支給
- ➡ ③ これに該当する政党は、直近の選挙の議員数と得票数を基準に2分の1ずつ配分されるが、これに満たない政党は政党助成金をまったく受給できない。

## 7 必要な政党間の不平等の是正

- ➡ ① 衆議院選挙が比例代表制一つになった場合はもちろんであるが、現行の並立制の下にあっても、政党間の不平等な規制はできるだけ是正していく必要がある。
- ➡ ② これからの多様化・流動化する社会においてその民意の受け皿となる政党の役割はますます重要である。
- ➡ ③ そのためには、少数政党や新規政党にも幅広く門戸を広げて、政治への参加を公正公平な条件の下で各政党が競い合う環境を整備することが必要である。
- ➡ ④ 政党助成金については、巨額な国費を供与するという観点から、対象や用途をある程度制限することはやもう得ないと考える。
- ➡ ⑤ 泡沫政党の多発を心配する向きは、北欧諸国のように政党登録に一定の支持する有権者の署名の義務付け(スウェーデンの国政選挙では 1500人)や、あるいは議席獲得に阻止率の設定(得票率3%~5%が多い)などで対処可能である。